

工事請負契約変更状況(8月分)

令和2年9月4日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
131202	産業振興課	姫神地区振興センター大規模改修工事その2	31,845,000	32,263,000	28,935,500	34,645,600	2,800,600	8.8%	(4)	1	R2.8.3	岩手県総合建設業協同組合
102002	道路建設課	盛岡駅南大通線(大沢川原工区)街路築造その5工事	9,350,000	10,143,100	8,919,900	9,413,800	63,800	0.7%	(4),(6)	1	R2.8.4	(有)高龍建設
531124	下水道整備課	北上川右岸第三排水区函渠設置外工事	129,922,100	144,807,300	129,737,300	130,490,800	568,700	0.4%	(9)	1	R2.8.6	盛舗建設(有)
531123	下水道整備課	鴨助堰排水区函渠外設置その5外及び都南中央処理分区第十五工区污水管布設工事	147,180,000	163,726,200	146,724,600	148,264,600	1,084,600	0.7%	(9)	1	R2.8.7	東野建設工業(株)
102050	玉山総合事務所建設課	市道(玉山地域)交通安全施設整備工事	2,299,000	2,377,100	2,032,800	2,297,900	-1,100	0.0%	(6)	1	R2.8.17	(株)トラヴィス
502004	水道建設課	みたけ二丁目外地内配水管布設工事	11,198,000	11,310,200	9,852,700	14,436,400	3,238,400	28.9%	(4)	1	R2.8.18	(株)小林水道土木工業所
531060	水道建設課	玉山字畑井沢地内配水管布設工事	101,629,000	113,777,400	101,570,700	112,384,800	10,755,800	10.6%	(4)	3	R2.8.19	(株)司組
131203	産業振興課	岩洞生活改善センター大規模改修工事その1	33,000,000	33,847,000	30,465,600	34,468,500	1,468,500	4.5%	(4)	1	R2.8.20	(株)菅七工務店
531131	水道建設課	沢田浄水場系東部配水幹線布設工事	44,000,000	44,695,200	39,494,400	47,042,600	3,042,600	6.9%	(4)	1	R2.8.25	新工住建(株)
502003	水道建設課	開運橋通地内配水管布設工事	15,312,000	15,963,200	13,930,400	18,629,600	3,317,600	21.7%	(4)	1	R2.8.25	三水水道工業(株)
102017	道路管理課	市道本町通一丁目名乗沢1号線外2路線舗装二次改築工事	64,603,000	73,231,400	64,450,100	63,823,100	-779,900	-1.2%	(4)	2	R2.8.31	(株)富士見興業
102036	玉山総合事務所建設課	市道黒石野門前寺線外1路線舗装補修工事	14,056,900	16,223,900	14,025,000	16,495,600	2,438,700	17.3%	(4)	2	R2.8.31	(株)アペイロン

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。